

## 上尾市・伊奈町消防広域化幹事会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、上尾市・伊奈町消防広域化協議会規約（以下「規約」という。）第9条第2項の規定に基づき、上尾市・伊奈町消防広域化協議会（以下「協議会」という。）の幹事会（以下「幹事会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 幹事会は、協議会の会長（以下「会長」という。）の指示を受け、協議会に提案する事項について協議し、又は調整するものとする。

2 前項に定めるもののほか、幹事会は、上尾市・伊奈町の消防広域化について必要な事項を協議し、又は調整することができるものとする。

(組織)

第3条 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

(役員)

第4条 幹事会に、次の役員を置く。

(1) 幹事長 1人

(2) 副幹事長 1人

2 幹事長は、上尾市副市長とする。

3 副幹事長は、伊奈町副町長とする。

(役員 の 職務)

第5条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

2 幹事長は、幹事会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

3 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、幹事長が必要に応じて招集する。

2 幹事から会議の招集の請求があるときは、幹事長はこれを招集しなければならない。

3 幹事に特別の事由があるときは、代理の者の出席を認める。

(報告)

第7条 幹事長は、幹事会の協議経過及び結果について会長に報告

するものとする。

(庶務)

第8条 幹事会の庶務は、規約第10条第1項に規定する協議会事務局において処理する。

(補則)

第9条 この規程に定めるもののほか、幹事会に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区 分	幹 事
上尾市	副市長 市長政策室長 行政経営部長 総務部長 消防長 消防本部次長
伊奈町	副町長 企画総務統括監 くらし産業統括監 消防長 消防本部次長 企画課長
埼玉県	危機管理防災部消防課長